

令和7年度こうち子育て応援の店等利用促進事業委託業務
公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領

1 提出書類

提出書類、様式及び提出部数を次表に示します。

番号	提出書類の名称	提出部数
1	アプリ内キャンペーン	【紙】 正本 1 部 副本 10 部 【データ】 1 部（正本の PDF データを格 納した記録媒 体）
2	アプリ内記事作成	
3	業務実施体制	
4	業務全体のスケジュール	
5	県の推進する施策への取組 ※参加申し込み時に確認するため、企画提案書への記載 は不要。	
6	見積書	

※表紙は企画書提案事業所名、代表者名、所在地、担当者名、電話、FAX番号
及び電子メールアドレスを記入してください。

2 提出方法

【紙】 持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限ります。）

【データ】 https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13754

3 提出期限

令和7年4月10日（木） 午後3時必着

※この期限までに必要書類の全ての提出がないものは、受付することができませんのでご注意ください。

4 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県子ども・福祉政策部 子育て支援課 TEL 088-823-9641

5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。

6 事業の目的

県では、地域における子育て支援の気運を醸成するため、「高知家子育て応援アプリおでかけるんだパス」（以下、「アプリ」という。）内で、こうち子育て応援の店（以下、「応援の店」という。）を検索できる機能や、プレミアムこうち子育て応援の店や子育て関連施設が発信した子育て支援情報をプッシュ型で受け取ることができる仕組み等を構築しており、子育て家庭の利用促進に繋げている。

本事業ではこれらの仕組みを生かし、アプリの登録者及び応援の店の協賛事業所の拡大に向けた取組を展開するとともに、応援の店の認知度の向上及びアプリのダウンロード数の増加を図り、子育て家庭が協賛事業所の優待サービスなど、店舗等を利用するメリットをより多く知

る機会を提供し、協賛事業所の集客効果を高めることで、応援の店へ協賛することの魅力が高める。

さらに、アプリ内キャンペーンを併せて開催することで、アプリのユーザー、特にアクティブユーザーの増加を図る。

7 見積限度額 2,381 千円（消費税及び地方消費税額含む。）

8 企画提案のポイント

仕様書に沿って、以下により提案を行ってください。

（１）提出書類番号１：アプリ内キャンペーン

- ・仕様書第４の３（１）キャンペーンの周知を行うための広報用画像案を示してください。
- ・仕様書第４の３（２）に記載のチラシデータのデザイン案を示してください。
- ・チラシデザインは、応援の店及び子育て支援センター等、実施主体にとってキャンペーンの趣旨が分かりやすいものになっているか、県民（特に子育て世代）にとってキャンペーンの趣旨が分かりやすいものになっているか工夫してください。
- ・独自に考える情報発信方法があれば、提案してください。

（２）提出書類番号２：アプリ内記事

- ・仕様書第４の２の記事の構成や見せ方について、アプリ利用者の興味・関心を引くものとなるよう工夫してください。
- ・独自に考える情報発信方法があれば、提案してください。

（３）提出書類番号３：業務実施体制

- ・業務を履行できる人員体制及び責任者、その他当該業務に従事する者の役割を明確に記載してください。
- ・再委託先が存在する場合は、再委託する事業の内容及び合理的な理由並びに役割分担、業務実績を明確に記載してください。
- ・県とのやりとりが円滑にできるような実施体制としてください。

（４）提出書類番号４：業務全体の業務スケジュール

- ・業務全体の業務スケジュールが分かるものを作成してください。
- ・仕様書の第５の業務実施計画書を業務ごとに作成したものでもかまいません。

（５）提出書類５：県が推進する施策への取組

- ・参加申し込み時に確認するため、企画提案書への記載は不要です。

（６）提出書類番号６：見積書

- ・見積金額は、消費税及び地方消費税を含んだ額としてください。
- ・見積項目は、仕様書に定める業務の項目に沿ってできる限り細分化し、かつ数量と単価が分かるよう記載してください。

9 企画提案書についての留意事項

- （１）企画提案書は１者１提案までとします。
- （２）A４の用紙を使用し、両面印刷はしないでください。

10 企画提案にあたっての留意事項

- （１）企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- （２）提案の予算内で提案者自らが実施する内容のみを記載してください。
- （３）提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合があります。
 - ア 虚偽の内容が記載されているもの
 - イ 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの